

# 入居のしおり



コミュニティ五番街

平成27年7月12日現在

## 目 次

はじめに	1 P
コミュニティ五番街組織体系	2 P
理事会	3 P
サンライトパストラル五番街概要	6 P
1. 住所について	8 P
2. 管理業務について	8 P
3. 共用部分について	9 P
4. 専有部分について	12 P
5. 事故・災害について	17 P
6. 住戸の改修について	19 P
7. 自治活動への参加	19 P
8. その他	19 P
主な連絡先	20 P
室内小修繕の依頼先	22 P
生活のお手伝い	23 P

## はじめに

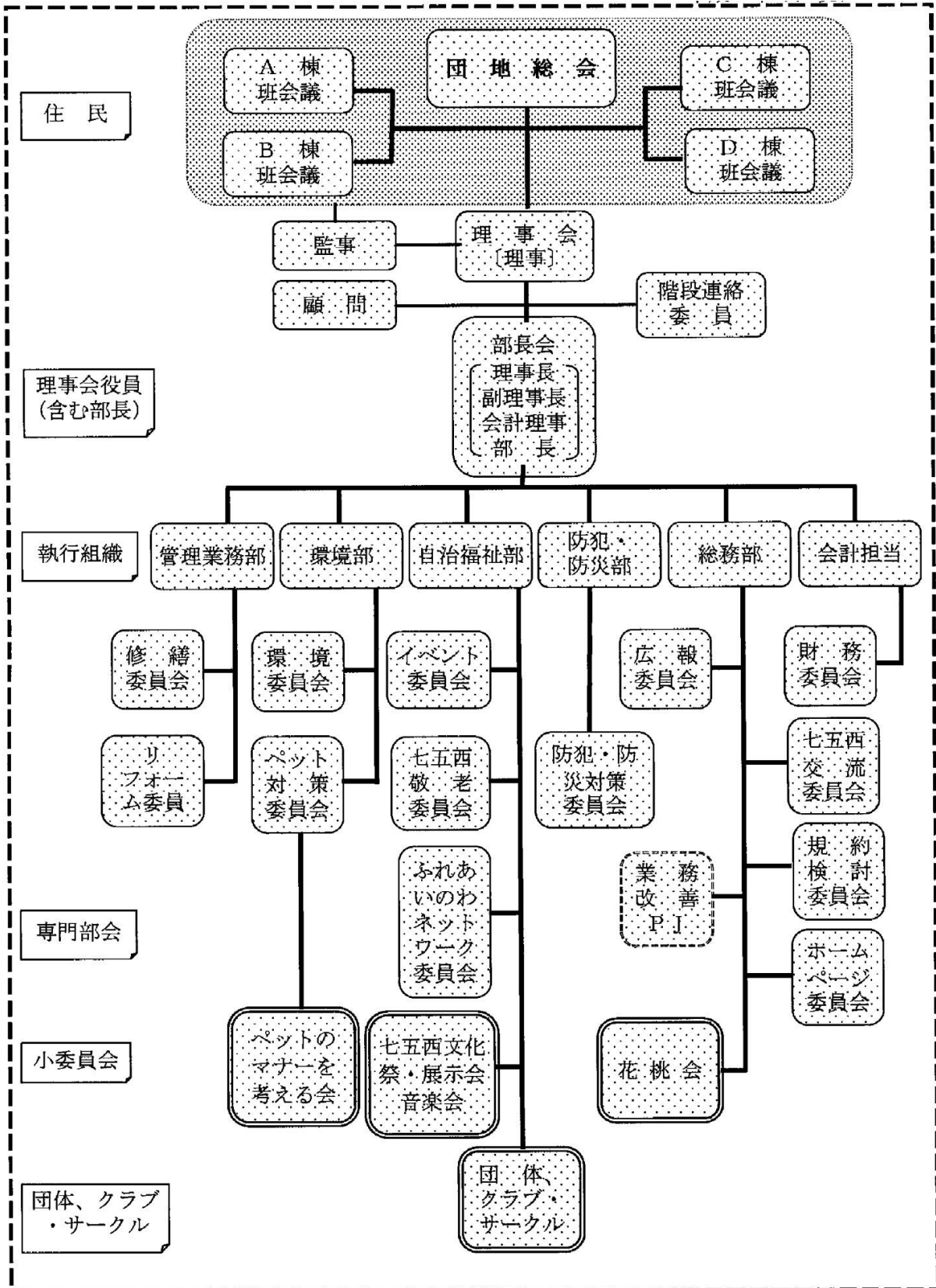
この「しおり」は、共同住宅であるサンライトパストラル五番街の居住者として、お互いの生活と財産を守り、気持ちよく暮らしていく上での心得及び手続きについて記述したものです。

コミュニティ五番街規約と併せて熟知し守ってください。以下、特に留意してください。

- ① コミュニティ五番街は、管理組合と自治会の両機能をもった組織です。(別紙参照)  
理事会・諸専門委員会・階段連絡委員・自治活動などへの積極的な参加をお願いします。
- ② 日常の管理業務は、東武ビルマネジメント株式会社(管理センター)に委託して行っています。
- ③ 共有部分は原則として個人的な理由でのリフォームはできません。  
専有部分は個人財産の範囲ですが、他人への影響の出る恐れのあるリフォームには制限(特に、水・ガスに関する工事、床の工事など)があり、リフォーム委員会で審査・許認可を行いますので、事前に管理センターに相談してください。特に全面リフォームを計画される場合は、申請内容も多岐に亘ると思われますので、居住者(業者を含む)におかれては事前の相談・協議をお勧め致します。
- ④ ガス及び石油ストーブの使用は禁止されています。TES・エアコン・電気こたつ・電子カーペットなどを使用してください。
- ⑤ ペットの飼育は禁止されています。
- ⑥ 緊急時及び交通の障害となるので、遊歩道への路上駐車はしないでください。
- ⑦ 自転車・バイクは駐輪ワッペン(管理センターで販売)を貼って駐輪場に整理して置いてください。
- ⑧ ゴミは、決められた日に、決められた場所(「ゴミ集積所」)に出してください。
- ⑨ 1階のメールボックスに貼ってある「シール」は下記を表しています。  
グリーン・・・・・・理事  
ピンク・・・・・・階段連絡委員
- ⑩ 他に不明な点がございましたら、管理センターに問い合わせてください。

# コミュニティ5番街組織体系

2015年7月現在



## ● 理事会

### (1) 理事会の構成メンバー

- ・ 理事長 1名
- ・ 副理事長 3名以内
- ・ 会計担当理事 2名
- ・ 部長 5名（総務、防犯・防災、管理業務、環境、自治福祉）
- ・ 理事 20名
- ・ 監事 2名
- 計 33名

### (2) 理事会各部と主な役割

#### ◎ 総務部

- ① 総会・理事会等の会議開催、運営（議案書・議事録の作成と保管管理等含む）
- ② 広報業務活動（広報紙、H・P）
- ③ 規約、契約、保険業務等の管理
- ④ 管理センターとの窓口業務（運営費、管理要員費、季節警備費）
- ⑤ 階段連絡委員を通じた住民との連携活動
- ⑥ 備品等の維持管理
- ⑦ 近隣地域活動（サンパス連、新松戸町会、七五西交流会会議出席等）。
- ⑧ 他に属さない関連管理業務（各部との調整を含む）
- ⑨ 担当専門委員会の運営
- ⑩ 駐車場の管理

#### ◎ 防犯・防災部

- ① 防犯計画の企画立案・実行
- ② 地域防犯関連団体との連携活動
- ③ 防災計画の企画立案・推進活動（組織づくりを含む）
- ④ 防災機器の維持管理
- ⑤ 担当専門委員会の運営

◎ 管理業務部

- ① 建物、付帯設備の保守、点検、整備関連業務
- ② 電気、ガス、水道、エレベーター点検・検査、定期点検整備関連業務
- ③ 保安設備の維持管理
- ④ リフォームの審査
- ⑤ 駐車場設備の管理
- ⑥ 大規模修繕工事関連業務
- ⑦ その他諸工事関連業務
- ⑧ 担当専門委員会の運営

◎ 環境部

- ① 植栽維持・管理業務
- ② 周辺環境維持・管理業務（クリーンデー、駐輪場関連）
- ③ ペット対策業務
- ④ 放射線問題対応
- ⑤ 担当専門委員会の運営

◎ 自治福祉部

- ① イベント関連業務（新松戸まつり、納涼祭、もちつき大会、その他地域行事等）
- ② 福祉サービス関連活動業務（ふれあいのわネットワーク関連）
- ③ 団体、クラブ活動支援業務
- ④ 担当専門委員会の運営

◎ 会計担当

- ① 規約に定められた会計業務
- ② 担当専門委員会の運営

## サンライトパストラル五番街概要

用途地域	市街化地域
防火地域	指定なし
専用地域	第2種住宅専用地域（H5年より第1種中高層住宅専用地域） 高度地区（第2種） 容積地区（200%） 建蔽率（60%）
確認申請	S53年7月（S55年2月竣工）
主要構造体	鉄筋・鉄骨・コンクリート構造
基礎	杭基礎（リバーササーキュレーション 杭およびPC杭）
外壁	プレキャストコンクリート造および鉄筋コンクリート造
梁	鉄骨造および鉄筋コンクリート造
床・屋根	プレキャストコンクリート造
階段	鉄骨造
避雷針	屋上に設備
上水道	千葉県営水道（受水槽以降は五番街の専用水道）
受水槽	A・D棟用（200m <sup>3</sup> ）B・C棟用（110m <sup>3</sup> ）最小貯水量70%程度 耐震性能は旧法規で建設のため不明、非常時の消防採水設備付
下水道	汚水・雑排水放流地域
都市ガス	京葉ガス（マイコンメーターで各戸へ供給） 10,400KCAL/m <sup>3</sup> （11,000KCAL/m <sup>3</sup> ）
電気設備	東京電力（各戸へ30A供給 「50Aまで増設可能」）
電話設備	各戸に局線引込み配管
エレベーター設備	A棟9基、D棟11基（外廊下がなくエレベーターコアで各戸を結ぶ） B棟4基、C棟6基（1・4・7階の一部に外廊下が付く）
情報管理盤	各戸に設置（非常時・火災・インターホンなどに利用）
管理センター	窓口業務時間

平 日	午前8時～午後5時（正午～午後1時まで休憩）
土曜日・祝祭日	午前8時～正午
日曜日	午前9時～正午
* 8月14・15日 / 12月30日～1月3日を除く	

ただし、緊急時には事態に対応できるような態勢をALSOKと連携をとっております。

火災報知器、EVの緊急ボタン、各戸の非常ボタンなどの信号は管理センターの総合情報監視盤に表示され、必要な処置がとられます。

	A 棟	B 棟	C 棟	D 棟
敷地面積 (㎡)	14,072.67	5,964.59	8,017.44	17,166.36
建築面積 (㎡) (付属棟含む)	2,110.50	1,879.16	2,546.50	2,731.27
延べ床面積(㎡)	21,875.69	11,752.19	15,993.47	27,513.05
建蔽率 (%)	15.00	31.51	31.76	15.91
容積率 (%)	155.45	197.03	199.48	160.27
最高軒高さ(m)	38.00	22.10	22.10	38.00
最高高さ (m)	42.56	26.66	26.66	42.56
戸 数	236	119	165	288
消 火 器	1.4.7. 11 階以上の各階及び屋上の各階及び屋上機械室に設置	1.4.7 階及び屋上機械室に設置	1.4.7 階及び屋上機械室に設置	1.4.7. 11 階以上の各階及び屋上機械室に設置
屋内消火栓設備	な し	1.4.7 階に設置	1.4.7 階に設置	な し
連結送水口設備	3～14 階に設置 11 階以上には送水ホース設置	な し	な し	3～14 階に設置 11 階以上には送水ホース設置



## 1. 住所について

サンライトパストラル五番街の住所は次の通りです。

A棟	千葉県松戸市新松戸7丁目173番地	サンライトパストラル五番街	A-住戸番号
B棟	同所	7番地	同上
C棟	同所	63番地	同上
D棟	同所	221番地	同上

## 2. 管理センターについて

五番街には管理施設として主管理棟（B棟西側）があります。管理センターは主管理棟の1階にあります。（Tel:345-7271）

夜間の緊急連絡は、管理センター西側入口に設置してあるインターホンで管理員に連絡をしてください。また、水回り、電気、漏水等の設備トラブルの場合は、東武ビルマネジメント（株）

TEL:0120-707-747 へご連絡ください。検査・手直しの場合は有償となる場合もあります。

### (1) 管理員の日常業務

管理員が行う主たる業務は次のものです。

- ア、中央情報監視盤の監視
- イ、建物・施設の保守管理
- ウ、管理費・修繕費積立金等の請求
- エ、理事会の経理事務
- オ、建物内外・敷地内の巡視
- カ、共用部分の鍵の保管
- キ、来訪者の案内
- ク、共用部分の清掃作業の計画立案実施
- ケ、管理日誌の記録
- コ、駐車場の賃貸借契約の締結、賃料徴収事務並びに巡視、駐車場の管理支援
- サ、図面図書の保管
- シ、その他共用部分の管理に関する業務

### (2) 執務時間

- ①管理員の執務時間は、午前8時から午後5時までです。ただし、土曜日と祝祭日は午前8時から正午まで、日曜日は午前9時から正午までとします。但し、8月15日及び12月30日から1月3日までは休日となります。
- ②緊急時には、事態に対応できるようAL SOKと連携し体制を整えております。

### (3) 管理運営のためのお願い

- ①特別な事情のある場合を除き、私的な用事はお断りします。
- ②特別な事情のない限り管理員は、来訪者を各住戸まで案内はしません。
- ③公共料金の代行支払いなどは一切お断りします。
- ④お知らせは掲示板に掲載します。緊急時には館内放送で行うことがあります。
- ⑤各家庭のプライバシーを守るためにも住戸の鍵は預かりません。
- ⑥住戸の戸締りは各自で確認してください。
- ⑦専有部分または専用使用している部分より発生した火災、水漏れ等の事故に起因して他の方の専有部分あるいは共用部分などに損害を及ぼした場合は、すみやかに管理センターに連絡してください。  
なお、損害補償については当事者間で話し合い解決してください。
- ⑧コミュニティ五番街は、駐車中の自動車及び車内の物品、自転車などの盗難、損傷などの事故に対して管理責任を負いません。

⑨次の設備については、年に1～2回住戸に立ち入って定期点検を行います。  
管理センターから連絡のあった日時には、不在にならないようにしてください。

- ア. 暖房給湯設備
- イ. 自動火災報知設備
- ウ. 避難用脱出口
- エ. 情報監視盤
- オ. 雑排水清掃（2年毎）

#### (4) 管理費等の支払い

- ①管理費、修繕積立金、駐車場使用料、専用庭使用料金等の支払いは、みずほ銀行新松戸支店に預金口座を開設し、同銀行の「コミュニティ五番街」の普通預金口座（口座番号No.1085039）に口座振替をしてください。
- ②物件の引渡しを受けてから入居が遅れる場合でも管理費・修繕積立金等は購入者の負担となります。

#### (5) その他

- ①災害や緊急時に備え、区分所有者名・同居者名及び緊急連絡先などを所定の用紙（管理センターに備え付けの入居届）に記入し、管理センターに提出してください。  
なお、上記届出後、届出内容に変更があった場合、すみやかにその旨を管理センターに届けてください。

### 3. 共用部分について

#### (1) 敷地

- ①地中には各種の配管・配線類が埋設されていますので、無断で形状を変更しないようにしてください。
- ②敷地は購入者全員の共有物ですので形状の変更については、他の共有者の同意が必要となります。
- ③居住者の安全を守るため、駐車場以外の場所には車を乗り入れることはできません。ただし、救急車・消防車及び公安関係の車両は乗り入れることができます。

#### (2) 構造

- ①床は、1㎡当たりの荷重が180kgまでなら安全なように設計されています。重量物の設置にあたっては、管理センターに相談してください。
- ②納戸の壁や梁に棚を吊ることはできません。
- ③天袋や洋室吊戸棚（オプション）には本を積み重ねるなど重量物を収納しないでください。
- ④次の構造部分は、その棟の区分所有者の共有に属する部分ですから、穴を開けたり、釘を打ちこんだりすることはできません。  
構造壁・梁・柱・天井スラブ・エレベーターシャフト周りの壁など
- ⑤構造的共用部分には次の配管・配線類が埋め込まれています。  
電気配管・配線、暖房用温水管（ベアチューブ）、給湯管、給・配水管、ガス管、電話管、TVケーブル
- ⑥梁には、鉄骨鉄筋コンクリート造りのものと、鉄骨造りのものがあります。鉄骨造りの梁は、耐火被覆材（珪酸カルシウム板）で覆われています。この耐火被覆材を強打すると穴が開いたり亀裂が生じたりして、火災時には建物が危険な状態になります。
- ⑦木軸の間仕切壁や二重天井裏は専有部分ですので、入居後改造したり釘を打ち込んだりすることはできます。ただし、木軸間仕切壁の間や二重天井の裏側には、配管・配線が通っているところがあるので、改造及び釘打ち込みの際には、管理センターにある図面をみて同センターと相談してください。  
なお、専有部分であっても改造の際には、コミュニティ五番街規約別記9. 使用細則1. に明記しているように書式6号により、事前に管理センターに申し出て理事長の承認を得てください。（用紙は管理センターにあります。）
- ⑧コンクリート及びモルタルは、乾燥すると収縮して小さなヒビ割れを生じることがありますが、構造上問題はありません。

### (3) 給 水

- ①上水は、A・D棟については集会棟地下に設置されている受水槽に、B・C棟については、主管理棟地下に設置されている受水槽にそれぞれいったん溜められ、そこから回転数制御方式電動機付きのポンプにより加圧され、直接各家庭に供給されます。
- ②停電時には、ポンプ室に設置されたガソリンエンジン付きのポンプにより、供給されます。このポンプは水圧を一定に保つことができませんので、平常時よりも水圧が高くなったり低くなったりします。また、水量も減じますので、節水に努めてください。
- ③集会棟地下の受水槽には常時約200トン、主管理棟地下の受水槽には約110トン（それぞれ1日の推定使用量の約半分）の水が貯水されています。断水時には、節水に努めるとともに管理センターの指示に従ってください。なお、断水が解除されたときには濁った水が出る場合があります。しばらく水を流してから使用してください。又、最初は水の中にゴミが混入する可能性があるため、ゴミ詰りを防ぐ為に蛇口の大きい順に（台所→洗面所・風呂場→トイレ）開栓をお願いします。
- ④受水槽の清掃、ポンプの調整時には水量が減る場合がありますので、管理センターの指示により節水をしてください。

### (4) 汚 水・排 水

- ①汚水及び雑排水は、浴室の横で合流し、最終的に松戸市下水道管に直接放流されます。
- ②水洗用のトイレットペーパー以外のものを流すと排水管が詰まり、他の家庭に多大な迷惑がかかりますので注意してください。  
万一、詰まった場合は、至急管理センターに連絡してください。
- ③排水縦管の掃除口が1・3・6・9・12の各階の住戸に設けてあります。これは、排水管の掃除及び点検用のものですから、管理センターからの指示または同意がある場合を除いては、開けないでください。  
排水縦管が詰まったときは通常屋上から掃除しますが、やむを得ない場合には、住戸内から掃除をします。その時は協力をお願いします。

### (5) エレベーター

- ①エレベーターの使用方法をよく心得ておいてください。子どものいたずらは、故障の原因となるばかりでなく、他の方の迷惑にもなりますので注意してください。
- ②エレベーターは、全自動式になっています。
- ③扉には、挟まれた場合自動的に開くような安全装置がついていますが、扉が閉まるときに無理に乗ったりすると事故の原因となります。
- ④エレベーターの押しボタンは、行き先階のみ押してください。みだりに押すと急ぐ人の迷惑となります。
- ⑤エレベーターの出入り口の大きさは、幅0.8メートル、高さ2メートルです。ケージ（かご）の大きさは、幅1.05メートル、高さ2.20メートル、奥行1.52メートルです。
- ⑥定員は9人、制限荷重は600kgです。
- ⑦エレベーターで荷物を運ぶときは、壁面などに傷などをつけないよう気をつけてください。大きい荷物を運ぶときは管理センターに申し出てください。
- ⑧ケージにはトランクがついています。病人を担架で運ぶときなどは、トランクのふたを開けて使用することができます。（鍵は管理センターが保管しています。）
- ⑨エレベーターは、法的に一定期間ごとの保守点検があります。その際は、一時使用できない場合があります。
- ⑩地震、火災等の場合はエレベーターの監視・診断システムにより自動的に最寄りの階に停止しますので脱出可能です。只、万一エレベーター内に閉じ込められる状況に遭遇した場合は、エレベーター内のインターホンで管理センター（夜間、早朝の管理センターが閉館で不在の場合はエレベーター会社の監視センターと連絡が取れますので指示に従って行動してください。  
（ただし、支障時のインターホンは20分のみ使用可能です。）
- ⑪エレベーター内の照明は停電の際には自動的に切り替えられて、小さい白熱電球が点灯します（約30分）ので、暗闇になることはありません。
- ⑫エレベーター内で飛び跳ねたりすると、急停止したりすることがあるので注意してください。
- ⑬小さな子どもだけをエレベーターに乗せることは、絶対に避けてください。
- ⑭火災・地震の時は、エレベーターは絶対に使用しないでください。

## (6) エレベーターホール

- ①エレベーターホールは共用部分です。通行の障害となるもの（自転車・ポリバケツ・乳母車・三輪車など）を置かないでください。
- ②A・D棟のエレベーターホール（1階を除く）と非常用階段との間の扉は、常時閉めておくよう心がけてください。開放時、雨が吹き込んでエレベーターが故障したり、強風時の風圧でエレベーターの扉が開閉しなくなったりすることがあります。
- ③エレベーターホールは全階とも禁煙です、マナーを守ってください。

## (7) パイプスペース

- ①玄関入口脇のパイプスペース内には、暖房給湯用熱源機器（ガスボイラー）、電気・ガス・水道等の配管・配線、戸別メーターやガスの元栓が取り付けられています。
- ②むやみに扉を開閉したり、扉の前や内部に物を置いたりしないようにしてください。
- ③検針、メンテナンスの場合に係員が点検することがあります。不審な点がありましたら管理センターに連絡してください。
- ⑤ 給水管の防食装置（ラスカット）は、毎月赤ランプの点灯を確かめてください。点灯していない時は、速やかに管理センターに連絡してください。

## (8) 集合郵便受箱

- ①郵便の配達は1階の戸別集合郵便受箱に配達されます。
- ②戸別集合郵便受箱は、盗難防止のためにも各自で鍵をかけてください。
- ③書留、内容証明書等、特殊郵便物は各戸に配達されます。管理センターでは預かりません。

## (9) 集合インターホン

- ①1階から通話ができるよう、1階共用玄関に集合インターホンを設置されております。
- ②インターホンは、他の居住者の迷惑となるばかりでなく、故障の原因となりますのでいたずらは厳禁です。

## (10) 共用灯

- ①共用灯は、共用玄関、各階段、駐車場、庭園等に設置されています。故障や球切れを発見した場合は管理センターに連絡をお願いします。
- ②階段灯は、一定の時刻で自動点灯・消灯となります。

## (11) 階段、廊下（B・C棟）等

- ①B・C棟の階段、廊下は、多くの方が常時使用する場所です。また、A・D棟の階段は、非常の場合、避難用に使用する場所です。自転車、乳母車、三輪車、その他の物品は絶対に置かないようにしてください。
- ②廊下（B・C棟）、階段、エレベーターホール等では、子ども達を遊ばせないようにしてください。
- ③歩行時には、大声を出したりしないでください。また、下駄での歩行は注意してください。

## (12) 屋上

屋上への立ち入りはできません。

## (13) 植栽

芝生、植木などは大切に育ててください。特に、芝生内に立ち入ったり、木の枝を折ったりしないよう注意してください。

## (14) プレイロット

- ①砂場で遊んだ子ども達は、砂をしっかりと落としてから建物に入るよう、日常的に各家庭で躑けてください。砂は、ホールや廊下を汚す原因となるばかりではなく、エレベーターの故障の原因ともなります。
- ③ スベリ台などの遊戯施設も居住者の共有物ですから大切にしてください。

### (15) 集 会 所

五番街には、集会施設として集会所がA棟北西側・D棟北東側・C棟中央部分にそれぞれ1カ所ずつ設けられています。

- ①住居者の親睦及び福祉向上に資するための施設です。利用するときは、所定の手続きが必要です。（「集会所使用細則」を参照してください。）
- ②この集会所は、管理センターと共に居住者の共有となります。器具等の破損、盗難及び火災に十分気をつけて使用してください。

### (16) 自転車置場

- ①各住棟の近くに、自転車置場を設けました。自転車はここに置き、廊下（B・C棟）、階段下、エレベーターホール、駐車場、専用庭などには絶対に置かないようにしてください。特にバイクは、ガソリンを積んでいるため防火上危険です。消防署からの通達もあり、絶対に屋内には持ち込まないようにしてください。
- ②自転車は、施錠して整然と置いてください。
- ③「ステッカー」を管理センターより購入して自転車・バイクに貼ってください。

### (17) 駐 車 場

- ①駐車場は、契約された人のみ使用できます。
- ②車輛の管理は各自でお願いします。
- ③駐車場内は一方通行になっていますので、標識に従って出入りしてください。

### (18) ゴミ 処 理

共同生活での大きな問題の一つは、ゴミ処理です。一人でも秩序を乱しますと環境衛生を損ない円満な共同生活も難しくなりますので、決められた方法は必ず守ってください。

ゴミ置き場は、7カ所設けられ電気錠で施錠管理しています。開錠は午前4時から午前8時30分です。棟別にゴミ置き場の指定はしません。指定の日時に指定の方法に従って、各自でゴミ置き場に出してください。

- ①燃やせるゴミ（台所のゴミ、タバコの吸い殻、紙屑等）はゴミ専用紙袋に入れて出してください。ゴミ専用紙袋はスーパー等で販売しています。ポリバケツ、ビニール袋、ポリ袋、段ボール箱等では出せません。
- ②リサイクルするプラスチックは水ですすぐなどきれいにし、ビニール袋・ポリ袋・レジ袋に入れて出してください。黒いビニール袋では出せません。
- ③燃やせないゴミ（プラスチック製品、ビニール製品、ゴム類）はビニール袋・ポリ袋・レジ袋に入れて出してください。黒いビニール袋では出せません。特に、携帯用ガスボンベ等は穴を開けてから出してください。（ゴミ収集車の中・焼却場で爆発したりする恐れがあり危険ですので厳守してください。）
- ④資源ゴミ（紙類、段ボール、空き缶、空き瓶等）は、ビニール袋・ポリ袋・レジ袋に入れて出してください。黒いビニール袋では出せません。自転車は「資源ゴミ」と貼って出してください。スプレー缶は使い切って、穴を開けずに出してください。
- ⑤粗大ゴミは戸別収集、有料です。粗大ゴミ受付センター（TEL 391-0007）に電話で申し込み、「粗大ゴミ処理券」を貼って指定された日時に遊歩道に出してください。粗大ゴミ処理券取扱所：新松戸支所・新松園・蛭原酒店・セブニーイレブン等
- ⑥引っ越しにおける梱包材（家具、電気器具等の梱包材を含む）等は、なるべく運送会社に持ち帰ってもらってください。

## 4. 専有部分について

### (1) 玄 関

- ① ドアチェックは、防火上、法規によりドアが常に閉まるように調整されています。
- ② 万一、鍵を紛失しても合鍵はありません。
- ③ 玄関の床はビニールシート貼りです。防水処理を行っていませんので、汚れは水洗いせず雑巾やモップで拭き取ってください。
- ④ 床は火や油を嫌います。タバコを落としたりすると、焼け焦げの跡がつくので注意してください。

### (2) 台 所 (オリジナル設備につき)

- ① 流しには、混合水栓（湯・水）が付いています。蛇口は泡沫式になっていますので、水や湯の出が悪くなった場合には、蛇口の先端に付けてある網を取り外して清掃してください。
- ④ この流しには、ディスポーザーを取り付けることはできません。
- ⑤ シンクに水を溜める場合、流しにはオーバーフローが付いていませんので、水を溢れさせるようなことのないように注意してください。床は防水処理をしていません。水をこぼすと階下に漏れるので、すぐに拭き取ってください。  
流しに、揚げ物をした後の油などを流すと排水管が詰まる原因となります。また、流し（洗面器、風呂も同様）で、クレンザーなどの砂を原料としているものを使用すると、排水管に砂が沈殿し詰まる原因となるので使用しないでください。
- ⑤ 排水の詰まりは、場所によっては大きな事故になり、修理も大工事になることがあるので、台所では、排水管に詰まるような物を流すのは絶対に避けてください。
- ⑥ 台所のガスキャビネットには二重の安全装置が内蔵されています。  
ア. レンジフードの換気扇が回転したときに限り、ガスキャビネットにガスが供給されます。換気扇が止まっているときは、ガスは供給されません（元電磁弁の作動による）。なお、停電時は、元電磁弁が開きませんのでガスは使用できません。ただし、ガステーブルを取り替えたりキッチンをリフォームして換気扇と連動していない場合、ガスは使用できます。  
イ. 炎が突風や煮こぼれで消えたとき、消えてから60～90秒経過すると生ガスの放出が止まります。・・・消火安全装置の作動による。
- ⑦ 堅ダクト内に排出された空気は、屋上にある排気ファンにより建物外に強制排出されます。  
このファンは、室内のレンジフードのスイッチと連動しており、各住戸の換気扇の使用数によって「強・弱・停」の自動切り替えになっています。
- ⑧ レンジフードの換気扇が排気を始めると室内の気圧が下がり、フロントカバーに設けられた給気グリルから玄関前にある給気口を通し、戸外の空気が供給されます。
- ⑨ グリスフィルターの洗滌は、定期的に、また状況に応じて早めに確実に行ってください。
- ⑩ グリスフィルターを外したまま使用すると、換気扇等の汚染がひどくなり効率が低下します。また、ダンパーが汚れて開かなくなることもあります。
- ⑪ ダンパーが開かなくなった場合の修理は、専門の業者でないとできません。管理センターに相談してください。
- ⑫ ガスオーブンを設置するときは、必ずガステーブルとガスオーブンが一体型で消火安全装置付となっているもので、かつ、鉄管接続となっている器具を取り付けてください。取り付けに際しては京葉ガスに相談してください。  
この建物は、ガス事故防止の見地からガスカラン、ガスコンセントは住戸内に一切設けてありませんので、ゴムホース接続のガス器具の使用はできません。備え付けのガステーブルも鉄管接続となっています。

### (3) 洗 面 室

- ① 洗濯機は、洗濯機用防水パンの上に置き、洗濯機用アース付コンセントから電源をとってください。アースは、このアース端子に接続してください。
- ② 排水ホースは必ず排水口に挿入してください。防水パンの上に流すと、周りに飛び散ったりして床に水がこぼれます。
- ③ 防水パンはFRP（ガラス繊維入り強化プラスチック）製ですから、衝撃を与えると割れ、水漏れの原因となるので、洗濯機を置くときには十分注意してください。また、洗濯機は運転時振動があるので、足にゴムを敷くなどの配慮をして防水パンの保護や防音・防振をはかってください。

- ④床には防水処理を施してありませんので、水をこぼした時はすぐに拭き取ってください。
- ⑤Cタイプの洗面室には、レンジフード用ダンパーの点検口があります。管理センターからの指示または同意がある場合以外は、勝手に開けないでください。

#### (4) 浴室

- ①浴室の床排水口の目皿のゴミを常に掃除するのはもとより、時々目皿を取り外し、中にあるトラップまわりも掃除してください。トラップは、排水管からの悪臭を防いだり、大きな物が流れないようにするためのものです。目皿は必ず取り付けてください。
- ②風呂使用中のみならず風呂の湯を抜いた後も、湿気があるうちは必ず換気扇を回して湿気の排出をしてください。湿気があると、浴室・洗面室ばかりでなく、他の部屋にもカビが生えたり結露が生じたりする原因になります。

#### (5) トイレ

- ①便所の扉の錠を内側からかけた場合でも、外側から硬貨などをノブの中央の溝に入れ回すことにより開けることができます。
- ②便所では水洗用のトイレトペーパーを使ってください。新聞紙・ティッシュペーパー・綿布・ビニール袋などは、排水管を詰まらせる原因となるので使用しないでください。紙オムツも便器に流さないで別の処理をしてください。
- ③1カ所でも排水管が詰まると、他の家庭でも使用不能となります。万一詰まった場合は、突いたりすると更に詰まる原因となるので、至急管理センターに連絡してください。
- ④便器の中でオムツの下洗いはしないでください。オムツはバケツ等で下洗いして、その水を便器に流すようにしてください。

#### (6) 和室

- ①Cタイプの和室にある床柱は化粧柱です。床柱を強く引っ張ると倒れることがあります。
- ②Cタイプの床の間には稲妻が設けられています。これは掛け軸などを掛けるためのもので、あまり重い物は掛けられません。
- ③天井の周りぶちは化粧上のもので、釘を打って物を掛けることはできません。

#### (7) 結露・湿気

結露防止のために、外壁の内側などに断熱材を貼ってありますが、換気に配慮してください。

- ①長時間のガスコンロの使用は意外に多量の水蒸気が発生しますので、排気を十分にしてください。
- ②外壁の換気口は、台風などの時以外は塞がないでください。これは建物の気密性が高いので適当な換気を保つために大切なことです。

#### (8) 音

##### 1) 防音装置

- ①床スラブには厚さ15cmのコンクリート板を使用し、この板の上にカーペットや畳を敷いてあります。
- ②界壁には厚さ13cmのコンクリート板を使用し、この板を鉄骨鉄筋コンクリート製の構造柱に喰い込ませてあります。

##### 2) 生活音

- ①空気伝達音については、コンクリートの建物はある程度の遮音性がありますが、完全に遮音するには特別な防音工事が必要となります。
- ②衝撃音は、建物の床・壁などを通じて伝わるため防ぐことはできません。
- ③住まいの使用上、以下の点に特に注意してください。
  - ア. 界壁のそばにピアノやステレオ等の音響機器を置かないでください。
  - イ. ピアノやステレオ等の音響機器の下には、防音・防振用の板や台を敷いてください。市販されています。
  - ウ. 深夜に入浴したり電気洗濯機を使用したりしないでください。
  - エ. 床に重い物を落としたり、飛び跳ねたりしないでください。食堂の椅子のコツコツという音や小さな子どもの駆ける音は階下の居住者にとって案外気になるものです。
  - オ. 扉の開閉は静かにゆっくりと行ってください。
  - カ. 深夜または早朝に、大声で話したり音響機器の音量をあげて使用したり、午後8時以降にピアノを弾いたりしないでください。
- ④ピアノを長時間使用したりグランドピアノを使用したりする場合には、部屋の特別な改造が必要となります。

## (9) 電 気

- ①廊下にある分電盤のスイッチを入れることにより住戸内の電気が使用できます。東京電力との契約電流は30アンペアですが、50アンペアまでの増量が可能です。分電盤は電流制限器（リミッター）、漏電遮断器及び配線用遮断器（安全ブレーカー）から構成されています。
- ②リミッターは、契約電流以上の電流が流れた場合に遮断されます。その時は、器具の使用状況、故障などを点検の上、原因を取り除いてからリミッターをONにしてください。
- ③漏電遮断器は、器具の故障その他の理由で漏電した場合に遮断されます。漏電火災・事故の防止を目的にこれを取り付けてありますので、その原因を取り除いてからONにしてください。（ONにするときは、つまみを一度下まで下げてから上にしてください。）なお、この漏電遮断器にはテストボタンが付いていて、このボタンを押して遮断器が切れれば機能は正常です。月に1～2回テストしてください。詳細は管理センターに相談してください。
- ④安全ブレーカーは、電灯・コンセント回路として数個、冷房機用回路として数個で、各々20アンペアで遮断されます。この時は、器具の使用状況（過負荷等）、故障などを点検の上、原因を取り除いてからブレーカーをONにしてください。
- ⑤冷房機で200ボルトを必要とする人は、分電盤内で結線を変えることにより単相200ボルトの電気を取り出すことができますが、その場合コンセント及び安全ブレーカーを200ボルト用に取り替えてください。工事は専門の業者に発注してください。
- ⑥各タイプの居間・食堂及びDタイプの南側洋室の天井付照明器具アウトレットボックスは、インサート付ですから重い照明器具（3kg以上）を取り付ける場合には、インサートからボルトを出し、それに器具を取り付けてください。
- ⑦居間の厨房側のアウトレットボックスの近くの天井に釣りフックがありますので、照明器具の釣り下げなどに利用してください。
- ⑧各居室及び納戸、台所、洗面室の天井に火災（熱）感知器が取り付けられています。火災感知器は室温がある温度以上になったり、温度が急上昇したとき、それを感知し、管理センターに通報します。停電時にも作動します。
- ⑨感知器に触れたり、物をぶついたりすると誤報や故障の原因となるので注意してください。
- ⑩アース端子は、台所2カ所、洗面室1カ所、クーラー用コンセント3カ所（Dタイプは4カ所）に付いていますので、アースを必要とする電気器具はこれを利用してください。他の部分への接続は危険です。
- ⑪電球の交換の際には、所定以上の大きさの電球を利用すると、加熱したり球が早く切れたりします。必ず所定以下の電球を使用してください。  
玄関外部・玄関内部・廊下・洗面室・浴室・・・ 60W以下  
便所・台所・納戸・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100W以下

## (10) 暖房・給湯

- ①コントロールボックスは、居間に設置してあります。
- ②ボイラーは、玄関脇のパイプスペース内に納めてあり、その給気及び排気は直接外部より行うようにしてあります。
- ③ボイラーは瞬間湯沸型です。

## (11) 冷 房

- ①この建物での冷房機は、壁掛式セパレート型クーラーを設置することを原則としています。
- ②壁掛式セパレート型クーラーの室内機は、梁に埋め込んであるインサートを利用して取り付けてください。
- ③専用コンセントは、南側居室については各部屋の内側にそれぞれ1カ所、北側居室については外側に2室兼用で1カ所設置してあります。これは分電盤から専用回路になっています。（電気の項を参照）



④セパレート型クーラーの屋外機は、バルコニーの床に置くことを原則としますが、外壁に取り付けることを希望する人のために、南側の外壁にはインサートを埋め込んであります。(北側には埋め込んでありませんのでバルコニーの床に置いてください。)  
壁付けをする場合は、このインサートを必ず利用して架台を取り付け、そこに屋外機を据え付けてください。屋外機を外壁に吊るのは、屋外機の振動音が階下居住者へ響くのを防ぐためです。バルコニーに設置する人は、振動音が階下居住者へ響かないように「ゴムマット」を敷くなどの防音・防振の配慮をしてください。

⑥ バルコニーに避難用脱出口のある住戸は、その付近に屋外機を設置しないでください。

### (1 2) 住宅情報管理盤

①居間には住宅情報管理盤があります。これには次のような機能が組み込まれています。

- ア. 非常用押しボタン
- イ. 一般・緊急放送受信
- ウ. 火災警報
- エ. インターホン

②停電時は、緊急放送受信(約20分)以外の機能は停止します。

### (1 3) テレビジョン受信装置

①テレビアンテナ端子

居間及び和室の2カ所に75オーム同軸ケーブルを接続させることができる端子が取り付けられています。この端子より地上デジタル・BS・J:COMの視聴が可能です。この端子を利用してFM放送を受信する事もできますが、FM放送専用設備ではありませんので完璧な音を受信することは期待できません。

### (1 4) バルコニー

共用部分ですが、非常の際以外は常時専用使用することが認められている場所です。

① 非常の際、避難壁を打ち破って避難通路となりますので、避難に支障となる物を置かないでください。(特に、簡易物置・廃棄家具・古タイヤ・植物(鉢)などは絶対に置かないでください。)

②子どもだけをバルコニーで遊ばせることは非常に危険です。転落事故を防ぐためにも踏み台となるようなものを置かないでください。

③1階住戸の専用庭へ降りる階段部分には、落下防護用庇を取り付けてあります。また、専用庭のバルコニー前面に約2m幅で植栽し、人が建物直下に近づきにくくしてあります。このような配慮をしていますが、次のことには特に注意してください。

- ア. アンテナ類は設置しないでください。暴風時に飛来落下する恐れがあります。
- イ. 手摺りに洗濯物・ふとん等を干す場合は落下しないように注意してください。
- ウ. 物干竿は、強風で落下する恐れがあります。また、物を干す際、誤って下に落とさないように注意してください。

④床面、排水溝、排水口の清掃を常に行ってください。清掃の際は水洗いはしないでください。隣接住戸のバルコニーに水が流れ込み迷惑をかけることとなります。また、植木等の手入れの際は、植木の砂・泥は水で流さないできれいに取り除いてください。近頃、植木鉢からの排泥が原因で雨樋の詰まりが多発しており、階下へ迷惑がかかっています。植木鉢及びプランターの底には水受けの皿を敷き、砂や泥が排水口へ流れ込まないように配慮してください。

### (1 5) 専用庭

①1階の居住者は、共有地の一部をコミュニティ五番街規約に基づき、特に専用使用していることを銘記し、通常の庭園としての用法に従って使用、または管理するよう配慮してください。

専用庭において次の行為をすることは禁止されています。

- ア. 住宅、物置その他構築物等を築造すること。
- イ. 大木を植えること。
- ウ. ゴミ等の焼却により悪臭、煙等を発生させること。
- エ. 池を掘ること。
- オ. 雑草を生やすこと。
- カ. その他、美観を損ねたり、他の居住者の迷惑となること。

②専用庭に降りる階段、フェンス、散水栓、専用庭内の樹木は各自の費用で維持管理してください。

③フェンス、階段の塗装を行う時は、事前に管理センターに連絡の上承認を得てください。

## (16) その他

- ①住戸内の床には防水処理が施されていません。水等の液体をこぼしたときは直ちに拭き取ってください。長時間放置すると水漏れの原因となり、階下の家庭に迷惑を掛けることになります。
- ② カーテンは防煙処理をしたものを使用してください。
- ③ 専用部分であっても、危険を伴う行為、全体的美観を損なう行為はしないでください。

## 5. 事故・災害について

### (1) 地震

- ①あわてて廊下や階段に飛び出さず、まず身の安全を図ってください。
- ②すばやく火の始末をしてください。
- ③避難は徒歩で、持ち物は最小限にしてください。（「エレベーター」の項にも記してありますが、地震の際、エレベーターは利用しないでください。）
- ④五番街の指定避難場所は新松戸西小学校です。災害対策本部からの指示に従って避難してください。
- ⑤地震に備えて、各人で飲料水・食料・懐中電灯・ラジオ等の非常用品を準備するようにしてください。

### (2) 台風

台風が接近した時は、次の処置をとってください。

- ①建具の締まり、金具のゆるみ、ガラス戸の破損の有無等を点検し、予め補修をしておいてください。
- ②バルコニーに置いてある物は、風に飛ばされないように室内に入れてください。
- ③バルコニーの床の排水口はよく掃除してください。（排水口の内部及び目皿にゴミがつまつたまま放置しておくと、水はけが悪くなり、屋内や階下の住戸に浸水する原因となるので注意してください。「バルコニー欄参照」）
- ④停電に備えてラジオ・懐中電灯・ローソク・マッチなどを用意しておきましょう。
- ⑤暴風雨の時は、サッシュの下の部分から雨水が浸透することがあるので、布切れなどを内部からサッシュの枠内につめてください。
- ⑥居室の換気口は、閉じて雨水が入り込まないようにしてください。
- ⑦共用部分の戸締まりも率先して点検してください。

### (3) 火災

- ①鉄骨鉄筋コンクリート造でも、内部造作や家具等に燃える物が使われています。火気には十分注意してください。万一、自分の住戸から出火した場合は、次の処置をとってください。
  - ・119番に通報する。
  - ・近隣住戸に大声で知らせながら初期消火を行う。
  - ・住宅情報管理盤の非常用押ボタンを押し、管理センターに火災の旨を通報する。
  - ・危険と判断した場合は、避難する。
- ②消火器が無い場合で油類（食用油等）による出火の場合は、鍋などであれば蓋をしたり、野菜を多量に入れるなどにより空気を遮断してください。水をかけると危険です。
- ③電気による出火の場合は、廊下の壁に取り付けてある分電盤の電源を切ってから消火をしてください。
- ④ガスによる出火の場合は、まずガスを止めてから臨機の処置をとるように心掛けてください。

⑤自分の住戸外で火災を発見したときは、次の処置をとってください。

1. 119番に通報する。
2. 近隣住戸に大声で知らせながら初期消火を行う。
3. 次のいずれかの方法により、管理センターにすぐ通報する。
  - ・各階段部分（B・C棟は廊下階の廊下部分）に設置してある火災報知機の非常用押ボタンを押す。
  - ・住宅情報管理盤の非常用押ボタンを押す。
4. さらに、火災の状況により、次の処置をとってください。
  - ・バルコニーにある可燃物を室内に取り片付け、窓や出入り口の戸をよく閉めて類焼を防ぐ。
5. 危険と判断した場合は、避難する。

⑥法律では、特に住戸内に消火器を置くことは義務づけられていませんが、火災の場合に備えて、消火器を各自で用意することをお勧めします。

ア. 消火器は、多目的に使える粉末ABC4型・6型消火器が便利です。

イ. 消火器の購入については、管理センターへ相談してください。

⑦消防用送水口、放水口、屋内消火栓（B・C棟）、非常用コンセント（A・D棟）等の消防用設備はいたずらをしないでください。

⑧非常の場合は、階段を利用するかまたは、バルコニーの隣戸との間の仕切板をうち破って隣戸へ避難してください。

⑨各棟とも両端及び雁行部分の住戸の南側バルコニー（2階以上）には避難用脱出口があります。

⑩消防署の指導により自衛消防隊を組織します。また、消防訓練を行う場合があります。居住者全員の協力をお願いします。

#### (4) 防 犯

①建物は密室的構造のため、見知らぬ人の中に入れることは避けてください。ノックやチャイムの音がしたときは、まず住宅情報管理盤のインターホン及びドアスコープで相手を確認し、見知らぬ人の場合はドアチェーンをかけたまま話を聞く方が安全です。ドアチェーンは、平素から必ずかける習慣を身につけてください。

②非常事態の時は、非常用押ボタンをプラスチック板の上から強く押してください。管理センターに通報できます。非常の場合以外は絶対に押さないでください。

③外出の時は、玄関ドアだけでなく、各部屋の窓に鍵をかけることも忘れないでください。長期不在の場合、新聞や郵便物が溢れないように処置しておいてください。  
(長期不在の場合、管理センターへ「留守管理届」を提出してください。)

④駐車場とエレベーターに、防犯カメラを設置していますのでいたずらしないでください。

#### (5) 火災などの損害保険

①管理者としてコミュニティ五番街は、居住者からの委託を受けて損害保険ジャパン日本興亜株式会社と次の保険契約を締結しています。

ア. 共用部分の火災保険

イ. 賠償責任保険

この保険契約の内容は、管理費の内、保険料として支出可能な額に基づいて、コミュニティ五番街と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが協議して決めます。

事故が発生した場合は、速やかにコミュニティ五番街（窓口は管理センター）に連絡し、その事故が保険事故であるかどうかの確認手続きを取ってください。

②家財については、各自で損害保険を掛けるということになります。家財に掛ける損害保険には、次のものがあります。

ア. 住宅火災保険（価格協定保険特約付帯可・地震保険付帯可）

イ. 住宅総合保険（価格協定保険特約付帯可・地震保険付）

ウ. 長期総合保険（地震保険付帯可）

エ. 団地保険（地震保険付帯可）

- ③借入金を完済してない場合、専有部分には住宅金融支援機構の規定により、住宅金融支援機構指定の火災保険（特約火災保険）をすでに付保していますので、専有部分にさらに火災保険等を付保することは禁じられています。
- ④この特約火災保険が担保する危険には次のものがあります。
  - ア.火災による損害（避難又は消防に必要な措置によって生じた損害を含みます。）
  - イ.落雷、破裂または爆発による損害
  - ウ.風水雪害により建物が3割以上の損害を受けた場合
  - エ.建物の外部からの物体の落下、飛来、接触または倒壊による損害
  - オ.騒乱等による損害

## （6）防災訓練・その他

- ① 理事会、防犯・防災部の指導で、年2回の防災訓練が行われます。
- ② 万一の災害時には、防災対策本部が立ち上がります。

## 6. 住戸の改修について

### （1）住戸（設備を含む）の改修

- ①住戸を改修（給湯、水回り、浴室、トイレ、ガス関係及び全面的な模様替え等）する場合は、事前に管理センターを通じて届け、一定の既約内容・書式に基づいてリフォーム委員会にて審査され、理事会の承認を得てください。
- ②水回り・ガス関係の変更及び共用部分の変更又は損傷などを伴う工事は認められません。
- ③フローリングへの改造は、1階以外は禁止されています。
- ④コンクリート部分への釘打ち・穴開けは厳禁されています。
- ⑦ 構造上、浴室に乾燥機の取り付けはできません。
- ⑧ 台所は、松戸市消防本部により適法（消防法）に作られていることが確認されていますので、前出（P13 「専有部分一台所」）の項を参照してください。  
なお、台所改修の際は、上記消防法等が関係してきますので、必ず「専有部分改造申請書」を管理センターに提出して理事会の承認を得てください。

## 7. 自治活動への参加

地域社会と協力して、防犯、防災活動等に努めるとともに、親睦を図り住み良い住環境の整備に協力してください。

## 8. その他

### （1）物品の斡旋

- ①訪問販売業者に対しては、身分証明書などの提示を求めるなどの配慮をしてください。
- ②押し売り、不審者等がありましたら、所轄警察署（新松戸派出所 電話 3 4 1 - 9 8 0 0）に連絡してください。

### （2）掲 示

掲示物は、すべて事前に管理センターの承認を得て、所定の場所に掲示してください。内容によりお断りする場合があります。

[ 主 な 連 絡 先 ]

五番街管理センター	新松戸 7 - 7	TEL: 345-7271 (FAX: 701-8232)
-----------	-----------	----------------------------------

● 電 気

東京電力(株)松戸営業所	小金原1-19-2	347-1211
--------------	-----------	----------

● ガ ス

京葉ガスサービスショップ新松戸店 (株)公友住機	新松戸5-147	346-1571 フリーダイヤル0120-46-157
ガス漏れ	京葉ガス(株)松戸	361-0211

● 水 道

県水道局市川水道事務所松戸支所	小根本7	368-6141
-----------------	------	----------

● 電 信 ・ 電 話

N T T 東 日 本	問合わせ・注文	(局番なし) 116
	故障	(局番なし) 113

● 消 防 ・ 警 察

新松戸駅前派出所	新松戸2-123	341-9800
松戸警察署	松戸558-2	369-0110
警察なんでも相談	緊急でない場合	227-9110
馬橋消防署	西馬橋蔵元町179	344-0119
消防なんでも相談	救急車を呼ぶ前の相談	363-1119

● 小・中学校

新松戸西小学校	小金1180	344-1061
新松戸南小学校	新松戸6-301	343-3275
小金中学校	新松戸北2-16	341-0646
新松戸南中学校	新松戸南2-124	344-0188

● 郵 便

新松戸北郵便局	新松戸7-165-2	342-9241
新松戸郵便局	新松戸4-59	344-8777
新松戸南郵便局	新松戸南2-79	344-3040
新松戸駅前郵便局	新松戸1-366	345-8101

郵便事業株式会社松戸北支店	小金原6-6-3	(第一集配課)342-1066
---------------	----------	-----------------

● 市役所・支所

市 役 所	根本387-5	366-1111
新 松 戸 支 所	新松戸3-27	343-5111

● 東日本旅客鉄道（JR）

JR東日本テレフォ ンセンター	案内時間 6時～24時	列車時刻・運賃・ 料金・空席情報	050-2016-1600
		新松戸駅	343-4537
		忘れ物	050-2016-1601

● 文化教育施設

市 民 会 館	松戸1389-1	368-1237
県立西部図書館	千駄堀657-7（森のホールに隣接）	385-4133
図 書 館 本 館	松戸2060	365-5115
新 松 戸 分 館	新松戸3-27新松戸市民センター内	343-6006
新松戸郷土資料館	同上	344-1909
松戸青少年会館	新松戸南2-2	344-8556
運 動 公 園	上本郷4434	363-9241
ユーカーリ交通公園	小金原1-25	341-2707
文 化 ホ ー ル	松戸1307-1 松戸ビル4階	367-7810
市 民 劇 場	本町11-6	368-0070
森のホール21	千駄堀646-4	384-5050
博 物 館	千駄堀671	384-8181
自 然 観 察 舎	千駄堀336-2	340-4140
パークセンター	千駄堀269	345-8900
21世紀の森と広場	同上	346-0121
新 松 戸 プ ー ル	新松戸南2-3 青少年会館	342-9332
新 松 戸 庭 球 場	主水新田477-3	343-5111
戸 定 歴 史 館	松戸714-1	362-2050

● 福祉施設

新松戸市民センター	新松戸3-27	343-6500
新松戸市民センターながいき室	同上	同上
市民会館ながいき室	松戸1389-1	368-1237
総合福祉会館	上矢切299-1	368-1241
新松戸地区在宅介護支援センター	新松戸1-341 新松戸中央総合病院併設	346-2500

● 市立保育園

新 松 戸 北 保 育 所	新松戸7-145	346-5161
新 松 戸 中 央 保 育 所	新松戸3-111	344-7221
新 松 戸 南 部 保 育 所	新松戸南2-17	344-0010

● 放課後児童クラブ

あかしあ学童クラブ	小金1180 (新松戸西小学校内)	341-7707
新松戸学童クラブ	新松戸4-247	344-9796

● 健康

救急医療テレフォン案内	平日 : 午後4時30分~翌朝9時 土・日・祝日 : 午前9時~翌朝9時	366-0010
夜間歯科診療所	竹ヶ花45-53衛生会館内 土・日・祝日の午後8時~11時	365-3430
夜間小児急病センター	上本郷4005 (市立病院隣) 午後6時~午後11時	360-8900
国保松戸市立病院	上本郷4005	363-2171
新松戸中央総合病院	新松戸1-380	345-1111
松戸市立福祉医療センター東松戸病院	高塚新田123-13	391-5500
千葉県松戸福祉センター (松戸保健所)	小根本7 東葛飾合同庁舎内	361-2121
新松戸市民健康相談室	新松戸3-27新松戸支所内	343-5111

- 20 -

● その他

松戸市消費生活センター	小根本7-8京葉ガスF松戸第2ビル5F	365-6565
松戸社会保険事務所	新松戸1-335-2	345-5517
ハローワーク松戸	松戸1307-1松戸ビルディング3階	367-8609
(社)松戸市シルバー人材センター	旭町1-174	330-5005
松戸税務署	小根本53-3	363-1171
千葉県西部防災センター	松戸558-3	331-5511
千葉県地方裁判所松戸支部	岩瀬無番地	368-5141
松戸簡易裁判所	同上	368-5741
千葉家庭裁判所松戸支部	同上	368-5742
東葛飾県民センター	小根本7 東葛飾合同庁舎内	361-2111
千葉県交通事故相談所	小根本7 東葛飾合同庁舎内	368-8000
東葛飾県民センター法律相談	同上	365-3008
千葉東葛飾旅券事務所	本町7-10ちばぎん松戸ビル3階	366-4414
松戸商工会議所	松戸1879-1	364-3111
松戸東部クリーンセンター	松戸市高塚新田352	391-1141
松戸市環境衛生センター	粗大ごみ受付センター	391-0007
松戸市斎場(火葬場)	串崎新田63-1	387-4042

● 室内小修繕の依頼先

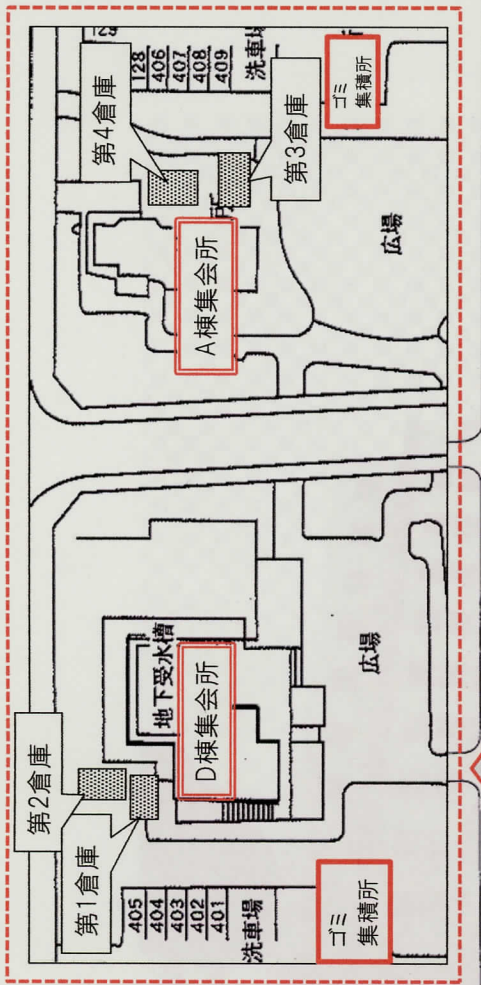
TES・に関すること	(株)公友住機	346-1571
TES以外の給湯器	東京器工(株)	318-0611
水まわり・トイレ関係	伊藤設備	04-7144-9423
換気扇の点検・清掃	KSS換気整美サービス	03-3914-4565
インターホン	アイホン	管理センター(345-7271)
ガラス・網戸	萩原ガラス	343-5285
鍵・ドアの丁番等	ロックサービス竹内	362-0535
家電・照明・スイッチ	二興電気	345-3446
電気(スイッチ関係)	いらい電業社	344-6402
テレビ受信不良	J:COM(ジュピターテレコム)	309-7006

● 生活のお手伝い

でんわスーパーおとどけ便	ダイエー(株)「会員制」	0120-956-540
セブンイレブン 買い物お届けサービス	(株)セブンミール	初回登録 0120-736-158 会員注文 0120-736-014
買い物を頼む	松戸市シルバー人材センター	330-5005
買い物を頼む	松戸市社会福祉協議会	368-2941
配食サービス	(株)ワタミタクシヨク	0120-321-510
配食サービス	コープみらい	0120-15-5216
配食サービス	パルシステム	0120-660-788
配食サービス	(株)セブンミール	0120-736-158
家事生活のお手伝い	松戸市シルバー人材センター	330-5005
家事生活のお手伝い	松戸市社会福祉協議会	368-2941
家事生活のお手伝い	NPO 法人さわやか福祉の会 松戸暮らしの助っ人	340-3314
家事生活のお手伝い	NPO 法人たすけあいの会 ふれあいネット松戸	346-0866

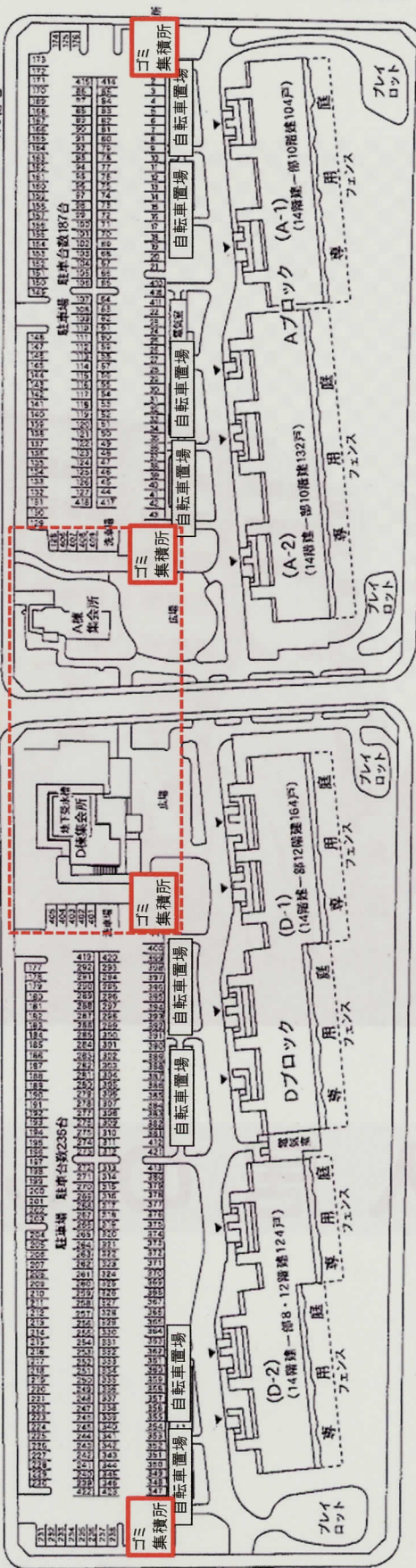


# コミュニティ五番街配置図



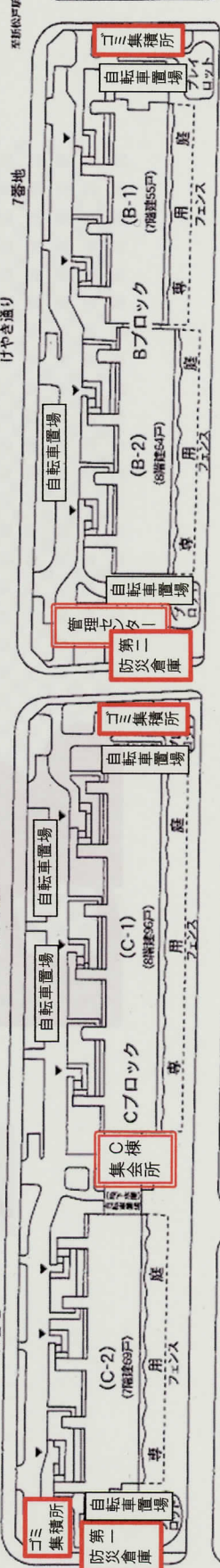
221番地

173番地



63番地

7番地



けやき通り

けやき通り

五番街